

退職した方がいたら(一括徴収)・・・

- 1 退職した方の退職後の特別徴収税額を、退職時の給与や退職金などからまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。
- 2 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 3 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することが原則です。特別な場合を除いて一括徴収してください。

退職(一括徴収)

一記入例一

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年12月3日		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	潟上市天王字長沼132-21			特別徴収義務者 指定番号	0012345678							
潟上市長様			名称	株式会社 潟上市工業			個人番号 又は法人番号	9876543210987							
			代表者の 職氏名	潟上 太郎			連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	経 理 係						
						氏名	秋田 花子		電話	018-878-2211					
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収					
氏名	秋田 次郎			円	6 月分から 11 月分まで	円	円	令和 6・10・31	1.退職 2.転勤 3.休職 4.死亡 5.その他 ()	1.特別徴収継続					
生年月日	M T S H 55 年 10 月 1 日									9,000		9,000		2.一括徴収	
給与の支払を受けなくなった後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3									18,000				3.普通徴収	
宛名番号	00001														
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2			
				退職時までの 給与支払額		1,135,427 円		控除社会 保険料額	102,621 円						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定		※退職者の未徴収税額について	
1.異動が令和6年12月31日までで、 申し出があったため (11月20日申出)	給与または退職手当金 等の支払予定日	支払予定日ごと の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	
	令和6年11月15日	9,000 円	9,000 円	
2.異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため		円	円	
	一括徴収した税額は 12 月分(1 月10日納期分)で納付します。			
1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の方に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いします。				

◎転勤等による特別徴収届出書(特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
		名称		個人番号 又は法人番号	
		代表者の 職氏名		連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係
				電話	